

受付年月日	
-------	--

受付番号	
------	--

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日 殿	申出者の 住所、氏名	担当者 電話番号
	代理人の 住所、氏名	担当者 電話番号
令和 年 月 日付 事前教示回答書（関税評価回答用）（登録番号 ） 事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）（登録番号 - ） に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により意見の申出を行います。		
（理 由）		

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を行いません。

（理 由）
令和 年 月 日 〇〇税関 業務部 （首席）関税評価官

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

注意事項

1. 意見の申出書

- (1) 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。
- (2) この申出は事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の交付又は送達の日からの翌日から起算して2月以内のみ可能です。
- (3) この申出書は1通提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。

2. 意見の申出に対する回答書

- (1) 本件の意見の申出に対する回答内容は、あくまで以前に行った回答に対する照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
- (2) 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。

3. 変更通知書（変更された場合に限り本書に添付）

- (1) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の評価申告又は納税申告（評価申告したものを除く）を行う際に添付してください。
- (2) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書が変更され変更通知書の交付又は送達を受ける場合は、当該事前教示回答書を返付してください。